

事業報告書

(自 令和6年7月1日 至 令和7年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 西珠会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市古賀島町 451 番地 38

(3) 設立認可年月日 令和2年10月8日

(4) 設立登記年月日 令和2年10月8日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	西 琢磨	
理 事	西 優子	
理 事	西 光俊	
監 事	中原 正範	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	さくらデンタルクリニック	長崎県大村市古賀島町 451 番地 38	0 床

医療機関 4230530968

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年8月26日 決算承認

役員給与額の決定

借入金の最高限度額の決定

(4) その他

特筆すべき事項は無い

様式 3 - 4

法人名 医療法人 西珠会
所在地 大村市古賀島町451番地38

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	28,937	I 流 動 負 債	12,317
II 固 定 資 産	62,636	II 固 定 負 債	62,924
1 有 形 固 定 資 産	57,484	負 債 合 計	75,241
2 無 形 固 定 資 産	2,006	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,145	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	11,331
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	16,331
資 産 合 計	91,573	負 債 ・ 純 資 産 合 計	91,573

様式4-2

法人名 医療法人 西珠会
所在地 大村市古賀島町451番地38

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年7月1日 至 令和 7年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	159,994
2 事業費用	156,074
事業損失	3,919
II 事業外収益	971
III 事業外費用	212
経常利益	4,678
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	4,678
法人税等	6,743
当期純利益	4,003

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 西珠会

所在地 大村市古賀島町451番地38

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 7 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	91,573 千円
2. 負 債 額	75,241 千円
3. 純 資 産 額	16,331 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	28,937
B 固 定 資 産	62,636
C 資 産 合 計 (A+B)	91,573
D 負 債 合 計	75,241
E 純 資 産 (C-D)	16,331

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 西珠会

理事長 西 琢磨 殿

私は、医療法人西珠会の令和6年度会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和7年8月27日

医療法人 西珠会

監 事 中原 正範